

◎道路交通法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○道路交通法の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第五条及び第九条の規定 公布の日</p> <p>二 [略]</p> <p>(検討)</p> <p>第九条 政府は、自動車の自動運転等に係る技術の更なる高度化及びその実用化に対応するため、自動車の運転免許の制度の在り方及び自動車による交通事故が発生した場合の負傷者の救護義務を含む自動車の運行に伴う交通安全の確保に関する義務の在り方をはじめ、自動車に係る道路交通に関する法制度の在り方について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第五条の規定 公布の日</p> <p>二 [略]</p> <p>[新設]</p>